

【県外・通常期申請】 令和8年度 高等学校等専攻科奨学給付金 申請手続きのご案内

秋田県では、高等学校等専攻科に在学する生徒をもつ低中所得世帯を対象に、授業料以外の教育費負担を軽減するため返還不要の「専攻科奨学給付金」の支給を実施しています。受給を希望される方は、下記概要をご確認のうえ、期限までに必要書類をご提出ください。

1. 専攻科奨学給付金の申請について

支給対象要件 (すべて該当)	・ 令和8年7月1日現在、国公立高等学校等専攻科に在学している生徒がいること ・ 令和8年7月1日現在、生徒の父母等が秋田県に住所を有していること ・ 以下のいずれかに当てはまること ①父母等全員の令和8年度住民税所得割額の合算額が105,500円未満 ②父母等全員の令和8年度住民税所得割額が264,500円未満で、扶養する子が3人以上いる	
	【生徒の国籍・在留資格】（①～⑦のいずれかに該当） ①日本国籍を有する者 ②特別永住者 ③永住者 ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等 ⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 ⑦家族滞在のうち日本の小学校、中学校及び高等学校を卒業し、専攻科卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者 ※①～⑦に該当しない場合でも、対象となる場合がありますので、裏面「専攻科奨学給付金受給資格確認シート」をご確認ください。	
給付額（年額） ※返還不要	対象世帯	給付額
	父母等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税世帯	¥50,500
	父母等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が105,500円未満である世帯※	¥16,830
	父母等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が264,500円未満で扶養する子が3人以上いる世帯※	¥12,630
	家計急変世帯	直近の状況により判定し、算定した額を支給
	※生徒が外国籍で一部の在留資格に該当する場合は、給付額が異なります。 詳細は下記問合せ窓口までお問合わせください。	
提出書類 (通常期申請)	1. 【全員】 高等学校等専攻科奨学給付金受給申請書（様式1－1～3（その1）） 2. 【全員】 父母等等全員の令和8年度道府県民税・市町村民税所得割額がわかるもの ・ 生活保護受給世帯の方 福祉事務所が発行した生活保護受給証明書 ・ 生活保護受給世帯以外の世帯の方 父母等全員の「令和8年度課税証明書」等 令和8年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がわかるもの（課税証明書、非課税証明書、市町村民税・道府県民税等特別徴収税額等の決定通知書の写し） 3. 【全員】 個人対象要件証明書（様式2－1） ・ 別途HPに掲載の記載例を参考にいただき、<u>生徒等が在籍する高等学校等専攻科で発行されたもの</u>をご提出ください。 4. 【全員】 生徒の国籍・在留資格等を確認できる書類 ・ 日本国籍の生徒については、住民票の写し（原本）※コピー不可。 （生徒本人の本籍と保護者の住所の記載のある住民票の写し。） ・ 外国籍の生徒については在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し又は住民票の写し（原本。コピー不可。国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの） ※在留資格が「家族滞在」の場合は、上記の書類に小・中・高等学校の卒業証書の写し又は卒業証明書を追加して提出してください。 5. 【全員】 振込口座届（様式10）、振込口座の通帳・キャッシュカードの写し （金融機関・店名・口座番号・口座名義が確認できるもの） ※申請者（父母等）本人名義のものに限ります。 6. 【該当者のみ】 扶養親族申告書（様式12） ・ 住民税所得割額が264,500円未満で扶養する子が3人以上いる世帯に該当する場合は添付してください。 7. 【該当者のみ】 扶養誓約書（様式13） ・ 様式1－3【生計維持者の収入等の状況について】（1）で③または④に該当する場合は添付してください。	

申請方法 申請期限 提出先 問い合わせ窓口	申請方法：申請書に必要事項を記入し、確認書類を添えて次の提出先に郵送または持参してください。 提出期限： 令和8年9月30日（水）必着 提出先：〒010-8580 秋田県秋田市山王三丁目1-1 秋田県教育庁高校教育課 調整・企画チーム 専攻科奨学給付金担当 問合せ窓口：秋田県庁第二庁舎 7階 秋田県教育庁高校教育課 調整・企画チーム （TEL：018-860-5161／平日8:30～17:00）
給付方法等	給付が決定した場合には、届けのあった口座に振り込みます。 審査結果と給付金の支給日は、書面により通知します。（12月頃順次通知予定）

2. 専攻科奨学給付金受給資格確認シート - 令和8年7月1日時点でお答えください -

1 生徒が令和8年7月1日現在、国公立高等学校等専攻科に在学し、父母等が秋田県内に居住しています。

【はい】 → 2 へ進む

【いいえ】 → 支給対象外です。
お住まいの都道府県に申請してください。

日本国籍の方用

2 令和8年度（令和7年分収入）における父母等全員の道府県民税・市町村民税所得割額の合算額が105,500円未満世帯です。

【はい】 → 申請できます。

【いいえ】 → 3 へ進む

3 令和8年度（令和7年分収入）における父母等全員の道府県民税・市町村民税所得割額の合算額が264,500円未満であり、扶養する子が3人以上います。

【はい】 → 申請できます。

【いいえ】 → 支給対象外です。

外国籍の方用

2 生徒の在留資格等が、表面「1. 専攻科奨学給付金の申請について（支給対象要件）【生徒の国籍・在留資格】①～⑦」のいずれかに該当します。

【はい】 → 3 へ進む

【いいえ】 → 生徒の在留資格が支給要件に当てはまるか、問合せ先までご連絡ください。

3 令和8年度（令和7年分収入）における父母等全員の道府県民税・市町村民税所得割額の合算額が105,500円未満世帯です。

【はい】 → 申請できます。

【いいえ】 → 4 へ進む

4 令和8年度（令和7年分収入）における父母等全員の道府県民税・市町村民税所得割額の合算額が264,500円未満であり、扶養する子が3人以上います。

【はい】 → 申請できます。

【いいえ】 → 支給対象外です。

《参考》

(特別徴収額通知書の例) ※該当部分抜粋

令和 8 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

市町村民税 令和 8 年度 納税義務者用

所得	給与収入								主たる給与以外の合算所得区分
	給与所得（普通所得）								
	その他の所得計								

課税標準	総所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当等	先物取引

納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分

所得控除	雑損	医療費	社会保険料	扶養控除	生命保険料	地震保険料

配偶者	配偶者特別控除	特定親族特別控除	基礎控除

所得控除合計②	所得税額④

市町村民税	道府県民税	森林環境税	特別徴収税額⑤	控除不足額⑥	支払市・民税納付額⑦	戻納付額⑧	変更前税額⑨	増減額⑩⑪

市町村民税	道府県民税	森林環境税	特別徴収税額⑤	控除不足額⑥	支払市・民税納付額⑦	戻納付額⑧	変更前税額⑨	増減額⑩⑪

市町村民税	道府県民税	森林環境税	特別徴収税額⑤	控除不足額⑥	支払市・民税納付額⑦	戻納付額⑧	変更前税額⑨	増減額⑩⑪

市町村民税	道府県民税	森林環境税	特別徴収税額⑤	控除不足額⑥	支払市・民税納付額⑦	戻納付額⑧	変更前税額⑨	増減額⑩⑪

市町村民税	道府県民税	森林環境税	特別徴収税額⑤	控除不足額⑥	支払市・民税納付額⑦	戻納付額⑧	変更前税額⑨	増減額⑩⑪

市町村民税	道府県民税	森林環境税	特別徴収税額⑤	控除不足額⑥	支払市・民税納付額⑦	戻納付額⑧	変更前税額⑨	増減額⑩⑪

市町村民税	道府県民税	森林環境税	特別徴収税額⑤	控除不足額⑥	支払市・民税納付額⑦	戻納付額⑧	変更前税額⑨	増減額⑩⑪

市町村民税	道府県民税	森林環境税	特別徴収税額⑤	控除不足額⑥	支払市・民税納付額⑦	戻納付額⑧	変更前税額⑨	増減額⑩⑪

市町村民税	道府県民税	森林環境税	特別徴収税額⑤	控除不足額⑥	支払市・民税納付額⑦	戻納付額⑧	変更前税額⑨	増減額⑩⑪

市町村民税	道府県民税	森林環境税	特別徴収税額⑤	控除不足額⑥	支払市・民税納付額⑦	戻納付額⑧	変更前税額⑨	増減額⑩⑪
-------	-------	-------	---------	--------	------------	-------	--------	-------